

(様式1) 計画策定プロセス設計書

計画名 秋田県医療保健福祉計画 (※地域医療構想を追記)

担当部局名 健康福祉部

	計画策定の 全体スケジュール	県民参画の手法	対象者	実施目的
へステップⅠ	H27年5月 地域医療構想策定調整会議の設置(8圏域)		有識者、関係団体、県民	構想区域設定の検討から各構想区域ごとの地域医療構想素案作成のために設置
		7月 地域医療構想策定調整会議(第1回)	有識者、関係団体、県民	将来の医療提供体制を踏まえた地域医療構想策定の単位となる構想区域の設定を検討
		7月 医療審議会(第1回)	有識者、関係団体、県民	構想区域の設定を決定
へステップⅡ	8月 医療保健福祉計画の骨子案の検討 (地域医療構想作成のための必要事項の検討)	9月 地域医療構想策定調整会議(第2回)	有識者、関係団体、県民	構想区域ごとの必要病床数の推計、施策の検討
		10~11月 医療審議会医療計画部会(第1回)	有識者、関係団体、県民	医療保健福祉計画の変更内容、構想区域間の病床数の調整に関する協議
	11月 医療保健福祉計画骨子案決定	パブリック・コメント	県民	医療保健計画変更素案に対する県民の意見を求める。
	12月 計画素案作成	12月 地域医療構想策定調整会議(第3回)	有識者、関係団体、県民	地域医療構想素案のとりまとめ
		12月 医療審議会医療計画部会(第2回)	有識者、関係団体、県民	医療保健福祉計画の変更素案の協議
		1~2月 計画素案に対する有識者、関係団体への意見照会	有識者、関係団体	計画案作成に向けた有識者、関係団体からの意見を求める
		3月 医療審議会(第2回)	有識者、関係団体、県民	関係団体等からの意見を反映させた計画案を最終検討する。
平成27年3月 計画案作成				

	3月 計画決定			
	4月 施行			

(注釈)

- ・ステップゼロ : 「計画の必要性を判断する段階」
 ※医療法で策定が義務付けられているため実施しない。
- ・ステップⅠ : 「構想や計画の策定を決定する段階」
- ・ステップⅡ : 「計画の策定段階」